



平成 21 年 9 月 29 日

各 位

東京都新宿区西新宿一丁目 25 番 1 号
株式会社 B B H

(URL <http://www.bbank.co.jp>)

代表者名 代表取締役社長 大島 剛生
(コード番号：3719)

問合せ先 管理本部長 江口 航
電話番号：03-3348-8380

訴訟の判決に関するお知らせ

当社が、株式会社ジャパン・ヘルスケア・システム（以下「JHS」といいます）及びトライアンフ・センチュリー・インベストメント・リミテッド（以下「TRIUMPH」といいます）から平成 18 年 12 月 28 日付けで提起されている損害賠償請求訴訟について、本日、東京地方裁判所より判決が言い渡されましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日

東京地方裁判所
平成 21 年 9 月 29 日

2. 訴訟の経緯

平成 19 年 2 月 1 日付「訴訟の提起に関するお知らせ」において開示しておりますとおり、当社が保有していた株式会社メディカルネットバンク株式を TRIUMPH へ譲渡した際（平成 18 年 3 月 31 日）、当社による十分な情報開示がなされていなかったなどとして、当社他 2 名（以下「当社ら」といいます）を被告として、平成 19 年 12 月 28 日付けで、TRIUMPH 及び同社を支配する JHS（以下「原告ら」といいます）が、本件株式の譲渡代金相当分として当社に 2 億 7093 万円及び当社らに連帯して 6996 万円、本件株式譲渡契約の締結に起因する損害として当社らに連帯して 1 億 9042 万 1285 円の支払いを求める損害賠償請求の訴訟を提起してきたものであります。

当社は、適切に本件譲渡契約を締結しており、上記の損害賠償義務が当社にはないことを主張してまいりました。

3. 判決の内容

- (1) 原告らの請求をいずれも棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告らの負担とする。

4. 今後の見通し

当社の主張が認められており、当該判決により当社の平成 21 年 12 月期連結業績への影響はありません。なお、本判決に対して、原告らにより控訴が提起された場合にも引き続き当社の主張が認められるよう対応していく所存であります。

以上